

定款の変更が必要な事項

貸借対照表の公告方法

法改正により、毎年度、貸借対照表の公告が必要になります。
現在定款で定めている公告の方法に加えて、貸借対照表の公告方法のみを別途規定することが可能なので、運用しやすい公告方法を選択して以下を参考に定款変更を行ってください。

貸借対照表の公告方法を別途定めず現行どおりとする場合は定款変更の必要はありませんが、公告方法を官報としている場合は、毎年度官報掲載を行う費用が発生します。

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

公告方法	記載例
① 官報	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
② 日刊新聞紙	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
③ 電子公告	<p>【法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p> <p>【内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</p> <p>【事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞(注)に掲載して行う。 (注) 官報か日刊新聞を選択できます。</p>
④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

公告方法を選択する際の留意点

- ・①②については、貸借対照表の要旨を公告することで足りります。
- ・①②については、一度掲載することで公告となりますが、③については約5年間（※1）、④については1年間（※2）継続して公告する必要があります。
- ※1 貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
- ※2 公告の開始後1年を経過する日までの間
- ・③については、URLまで定款に定める必要はありません。
- ・③について、法人のホームページがない場合などは、内閣府が運営する「内閣府NPO法人ポータルサイト」を積極的に利用してください。詳細は別添「内閣府NPO法人ポータルサイトをご活用ください!」を参照してください。
- ・公告方法を、「A及びBによる方法とする。」と複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする。」と選択的に定めることは認められません。

定款変更の時期

貸借対照表の公告を定める法第28条の2の施行日は、公布の日から2年6か月以内（遅くとも平成30年10月1日を予定）とされまだ決定していませんが、貸借対照表の公告に係る定款変更は直近の総会に諮り、速やかに定款変更届を提出していただくようお願いいたします。

実際の公告義務については、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のものから対象になります。

資産総額の変更登記

法第28条の2の施行日以降は、法務局での資産の総額の変更の登記は不要となります。また、組合等登記令が改正され（平成29年4月1日施行）、平成28年4月1日以後に開始する事業年度末日によりする資産の総額の変更の登記から、事業年度末日から3月以内（現行：2月以内）にすれば足りることとなりました。

前回法改正に係る定款変更

前回の法改正で定款変更が必要となった事項（※3）について未対応の場合は、あわせて定款変更を行ってください。

※3 別添の定款例では、今回法改正に係る変更（定款例第53条のみ）の他に、前回法改正に係る変更にも下線を引いていますので、ご確認ください。